

# 民法(相続分野)改正法の概要

平成30年7月11日



広島駅前法律事務所

弁護士 下西 祥平

# 1 民法(相続分野)改正の経緯

## 【相続法改正の経緯】

・民法(相続関係)は、昭和55年に改正されて以来、約40年にわたって大きな見直しはされてこなかった。

⇨ **社会環境の変化**

- ①我が国の平均寿命は伸び、社会の高齢化が進展している
- ②晩婚化, 非婚化が進む一方で、再婚家庭が増加している

## 【契機となる判例変更】

平成25年9月、嫡出でない子の相続分を嫡出子の2分の1と定めていた民法900条4号ただし書前半部分の規定が憲法に違反するとの最高裁の決定

➔ 同時に配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点から相続法制を見直すべきではないかといった問題提起

## 【法務省、平成26年1月、「相続法制検討ワーキングチーム」を設置】

➔ 平成27年1月28日に「報告書」を公表

## 【法制審議会(平成27年2月24日)の諮問を受けて、「民法(相続関係)部会」設置】

➔ 高齢化社会の進展等の相続を取り巻く社会情勢の変化に鑑み、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点から、相続に関する規律を見直す

➔ 平成30年1月16日 部会にて「民法(相続関係)等の改正に関する要綱案」決定

➔ 平成30年2月16日 法制審議会にて決定 ➔同日、法務大臣へ答申

➔ 平成30年3月13日 通常国会に提出

➔ 平成30年6月19日 衆議院通過、平成30年7月6日 参議院で可決、成立!

\*原則、公布日から1年以内(2019年)に施行される予定であり、債権分野の改正よりも早期に実務対応をしなければならない!

## 2 民法(相続分野)改正の要点

## 民法(相続分野)改正の要点

1. 配偶者の居住権を保護するための方策

2. 遺産分割に関する見直し等

3. 遺言制度に関する見直し等

4. 遺留分制度に関する見直し等

5. 相続の効力等(権利及び義務の承継等)に関する見直し

6. 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

### 3 各論(各改正項目の解説)

# 1. 配偶者の居住権を保護するための方策 \* 2020年施行予定

(1) 配偶者の居住権を短期的に保護するための方策

「配偶者短期居住権」(新民法1037条～1041条)

## 要件:

- ① 配偶者であること(法律上の配偶者に限る)
- ② 被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に無償で居住

遺産分割

③ 遺産の分割により居住建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日を経過していない

それ以外

③ 居住建物の所有権を相続又は遺贈により取得した者が配偶者短期居住権の消滅を申し入れた日から6か月を経過していないこと

**効果:** 居住建物について無償で使用する権利を有する

注) 配偶者短期居住権によって受けた利益は、配偶者の具体的相続分から控除しない

## 【効力】

- ・配偶者短期居住権は譲渡できない。
- ・相続人全員の承諾がなければ第三者に居住建物を使用させることができない
- ・配偶者は居住建物の必要費を負担する。必要費以外の支出をした場合は、各共同相続人は民法196条に従い、相続分に応じ、費用償還義務を負う(民法583条2項を準用)

## (2) 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策①

### 「配偶者居住権」(新民法1028条～1036条)

#### 要件:

- ① 配偶者(法律上の配偶者に限る)
- ② 被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住
- ③ or {
  - 遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき
  - 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき
  - 被相続人・配偶者間に、配偶者居住権の死因贈与契約

**効果:** 建物の全部について無償で使用及び収益する権利を取得する。

→配偶者居住権を取得した場合は、その財産的価値に相当する価額を相続したと扱う

\* 家庭裁判所は、配偶者の生活を維持するために特に必要があると認めるときは遺産分割の審判で配偶者居住権を与えることもできる。

\* 配偶者居住権の存続期間は、配偶者の終身となる。

\* 配偶者が居住建物の所有権を取得した場合でも、他の者を共有であれば、配偶者居住権は消滅しない。



## (2) 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策②

### 「配偶者居住権」の効力

#### ① 登記請求権

#### ② 第三者対抗要件

#### ③ 妨害の停止の請求等(返還請求権・妨害排除請求権)

#### ④ 配偶者による使用及び収益

➡譲渡できない点は「短期」と同じ。

**第三者に貸すことはできる(所有者の承諾は必要)**

#### ⑤ 第三者による適法な居住建物の使用又は収益

➡適法転貸に関する民法の規律(民法613条)を準用

#### ⑥ 居住建物の修繕等

#### ⑦ 居住建物の費用の負担

➡必要費を負担

必要費以外の有益費は、民法196条の規定に従い、所有者に償還義務がある(民法583条2項を準用)。

## 2. 遺産分割に関する見直し等

### (1) 配偶者保護のための方策(持ち戻し免除の意思表示の推定規定)

民法903条(特別受益)に次の規律を付け加える(**新民法903条4項**)

→婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地(第1・2の配偶者居住権を含む。)について遺贈又は贈与をしたときは、**特別受益の持ち戻し免除の意思表示があつたものと推定する。**

### (2) 仮払い制度の創設・要件明確化

#### ① 家事事件手続法の保全処分要件を緩和する方策

家事事件手続法200条に次の規律を加える(**新家事事件手続法200条3項**)

→家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあつた場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権を当該申立てをした者又は相手方が行使する必要があると認めるときは、その申立てにより、**遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部をその者に仮に取得させることができる。**ただし、他の共同相続人の利益を害するときは、この限りでない。

## (2) 仮払い制度の創設・要件明確化

### ② 家庭裁判所の判断を経ないで、預貯金の払戻しを認める方策

共同相続された預貯金債権の権利行使について、次のような規律を設けるものとする。

➡各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、その相続開始の時の債権額の3分の1に当該共同相続人の法定相続分を乗じた額(ただし、預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。)については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす(新民法909条の2)

\* (経緯) 従来は、預貯金は相続開始時に当然分割され、遺産分割の対象とならないとされていたが、下記の判例変更により、相続開始後、自己の相続分に基づく預貯金の払戻しを受けることが不可能となったため、一定金額の払戻しが可能となる制度を設けた。

#### ★ 最高裁大法廷平成28年12月19日決定(判例変更)

普通預金・通常貯金・定期貯金債権は、当然分割されず、遺産分割の対象となる。

#### ★ 最高裁平成29年4月6日判決

定期預金・定期積金債権についても、当然分割されず、遺産分割の対象となる。

### (3) 一部分割の制度の創設

民法907条1項・2項の規律を次のように改める。

「(1) 共同相続人は、被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、**遺産の全部又は一部**の分割をすることができる。

(2) 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、**その全部又は一部の分割**を家庭裁判所に請求することができる。ただし、**遺産の一部を分割することにより、他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合**におけるその一部の分割については、この限りでない。」

➡ 従前より、相続人全員の同意があれば遺産分割調停において一部分割は可能であった。また、審判においても、一部の分割によって適正な分割が不可能とならず、合理性がある場合には認められていた。その実務の運用を要件を明確に明文化したものの。

#### 【現行民法】

#### 第907条

- 1 共同相続人は、次条の規定により被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の分割をすることができる。
- 2 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その分割を家庭裁判所に請求することができる。

### 3. 遺言制度に関する見直し

#### (1) 自筆証書遺言の方式緩和 \*公布日から6か月以内に施行

従前の規定(民法968条)では自筆証書遺言は全文を自筆しなければならなかった。

- ➡ 相続財産の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録は自書を要しないとされた(目録の各頁に署名・捺印すればよい)  
(新民法968条2項)

#### 【現行民法】

#### 968条(自筆証書遺言)

- 1 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。
- 2 自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない

## (2) 自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度

➡「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が成立

- ① 自筆証書遺言(封印されているもの)は、**法務局にて保管**できる制度を新設
  - ➡ 保管の申請を受けた法務局の事務官が、当該遺言の民法968条の要式適合性を外形的に確認し、遺言書は画像情報化して保存される。全国の法務局から画像データにアクセスができる。
- ② 何人も、法務局に対し、自己を相続人とする遺言書、自己を受遺者・遺言執行者とする遺言について、遺言書が保管されている法務局の名称の証明書・遺言が保管されていない旨の証明書、閲覧の請求・画像データの証明書を請求できる【但し、遺言者の死亡後に限る】
- ③ 法務局にて保管されている遺言書については、民法1004条1項に定める「**検認**」の手続を要しない。

## 4. 遺留分制度の見直し

### (1) 遺留分侵害額請求権の行使

民法1031条の規律を次のように改める

「遺留分権利者及びその承継人は、受遺者(特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。)又は受贈者に対し、**遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求**することができる」(新民法1046条)

(遺贈又は贈与の減殺請求)

### 現行民法1031条

「遺留分権利者及びその承継人は、遺留分を保全するのに必要な限度で、遺贈及び前条に規定する贈与の減殺を請求することができる。」

- ★ 遺留分を侵害された者の権利の行使によって、遺贈又は贈与の全部又は一部が当然に失効するとされている現行法の規律を見直し、**遺留分侵害額の金銭請求権の形式に改めた。**

## (2) 遺留分の算定方法の見直し

～遺留分を算定するための財産の価額に関する規律の見直し～

### ① 相続人に対する生前贈与の範囲に関する規律

民法1030条に次の規律を付け加える。

「相続人に対する贈与は、相続開始前の10年間にされたものに限り、その価額(婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る)を、遺留分を算定するための財産の価額に算入する」(新民法1030条3項)

#### 【現行民法1030条】

贈与は、相続開始前の一年間にしたものに限り、前条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、一年前の日より前にしたものについても、同様とする。

#### 【改正法における条文整理】

- \* 相続人以外の者に対する贈与 ➡ 相続開始前1年間のもの
- 相続人に対する贈与 ➡ 相続開始前10年間のもの
- ➡ 「特別受益に該当する贈与」に限る



## ② 負担付贈与に関する規律

民法1038条の規律を次のように改める。(※ 条文の文言を分かりやすく整理)

➡負担付贈与がされた場合における遺留分を算定するための財産の価額に算入する贈与した財産の価額は、その目的の価額から負担の価額を控除した額とする。(新民法1039条)

### 【現行民法1038条】

負担付贈与は、その目的の価額から負担の価額を控除したものについて、その減殺を請求することができる。

## ③ 不相当な対価による有償行為に関する規律

民法1039条の規律を次のように改める。(後段を削除)

➡不相当な対価をもってした有償行為は、当事者双方が遺留分権利者に損害を与えることを知ってしたものに限り、当該対価を負担の価額とする負担付贈与とみなす。」

### 【現行民法1039条】

不相当な対価をもってした有償行為は、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知ってしたものに限り、これを贈与とみなす。この場合において、遺留分権利者がその減殺を請求するときは、その対価を償還しなければならない。

## 5. 相続の効力等(権利・義務の承継等)に関する見直し

### (1) 相続による権利の承継に関する規律(新設) (新民法899条の2)

- ① 相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、法定相続分を超える部分については、**登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。**
- ② (1)の権利が債権である場合において、法定相続分を超えてその債権を承継した相続人が、遺言の内容(遺産の分割により当該債権を承継した場合にあっては、遺産の分割の内容)を明らかにして債務者にその承継の通知をしたとき、共同相続人の全員が債務者に通知をしたものとみなして、(1)の規律を適用する。

### (2) 義務の承継に関する規律(新設) (新民法902条の2)

相続債権者は、民法第902条の規定による相続分の指定がされた場合であっても、**各共同相続人に対し、その法定相続分に応じてその権利を行使することができる。**ただし、その相続債権者が共同相続人の一人に対して指定相続分に応じて義務の承継を承認したときは、この限りでない。

## 6. 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策(新設)

### 「特別寄与者」に対する「特別寄与料」(新民法1050条)

- 1 被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族(相続人, 相続の放棄をした者, 相続人の欠格事由に該当する者及び廃除された者を除く。以下「特別寄与者」という。)は, 相続の開始後, 相続人に対し, 特別寄与者の寄与に応じた額の金銭(以下「特別寄与料」という。)の支払を請求することができる。
- 2 1の規律による特別寄与料の支払について, 当事者間に協議が調わないとき, 又は協議をすることができないときは, 特別寄与者は, 家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。ただし, 特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6か月を経過したとき, 又は相続開始の時から1年を経過したときは, この限りではない。
- 3 2本文の場合には, 家庭裁判所は, 寄与の時期, 方法及び程度, 相続財産の額その他一切の事情を考慮して, 特別寄与料の額を定める。
- 4 特別寄与料の額は, 被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。
- 5 相続人が数人ある場合には, 各相続人は, 特別寄与料の額に当該相続人の相続分を乗じた額を負担する。